



2026年10月2日

各 位

会 社 名 株式会社 トーシンホールディングス
代表者名 管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社の管財人（以下「管財人」といいます。）は、2026年9月9日付で公表しました「会社更生手続における更生計画案の提出のお知らせ」、2026年9月10日付で公表しました「（開示事項の経過）会社更生手続における更生計画案の閲覧等制限に係る裁判所決定のお知らせ」、2026年9月15日付で公表しました「更生計画案付議決定に関するお知らせ」及び2026年9月30日付で公表しました「（開示事項の経過）会社更生手続における更生計画案の閲覧等制限に係る裁判所決定のお知らせ」に記載のとおり、東京地方裁判所により2026年5月8日に開始された当社の更生手続（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号。以下「本更生手続」といいます。）に関して、会社更生法第184条第1項の規定に基づき、2026年9月9日付で、東京地方裁判所に対し、更生計画案（その後の変更を含み、以下「本更生計画案」といいます。）を提出し、同月15日付で、会社更生法第189条第1項に基づき、同裁判所より本更生計画案を決議に付する旨の決定がされました。

今後、本更生計画案に対する投票が行われる予定ですが、本更生計画案が可決され、東京地方裁判所より認可決定を受けた場合、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額の減少が生じることとなりますので、お知らせいたします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、上場を維持しながら会社更生手続を利用することで再建を図ることを目指しておりますが、当社の再建に向け、財務体質の改善は喫緊の課題になっております。また、当社の再建のため、当社において機動的な資本政策の実施が必要となる場合が想定されるところ、多額の資本の欠損が存在する現在の当社の財務状態においては、かかる施策を講じることもできない場合があると考えられます。以上の事情から、当社において、資本金及び資本準備金の額を減少し、欠損を填補する必要性が認められます。

そこで、管財人は、本更生計画案において、本更生計画案に基づく更生計画（以下「本更生計画」といいます。）に係る認可決定の日（以下「更生計画認可決定日」といいます。）を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少（以下、総称して「本件減資等①」といいます。）を行うことを規定いたしました。また、本日付で公表しました「更生計画案に定める第三者割当による種類株式、普通株式及び新株予約権の発行、定款の一部変更並びに主要株主の異動可能性に関するお知らせ」に記載のとおり、管財人は、本更生計画案において、管財人が裁判所の許可を得て指定する者を割当先とする第三者割当による当社普通株式又はB種種類株式の発行を実施することができる旨を規定しておりますので、管財人は、これらの株式が発行されることを想定し、更生計画認可決定日から本更生計画に係る認可決定の確定日（以下「更生計画認可決定確定日」といいます。）後3か月を経過した日（当該日が休日の場合には翌営業日）までの間に払い込まれた株式の発行日（当該日が休日の場合には翌営業日）を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少（以下、総称して「本件減資

等②」といいます。)、を行うことも規定いたしました。また、管財人は、本更生計画案において、裁判所の許可を受けて、本件減資等①及び本件減資等②による資本金及び資本準備金の額の減少により生じたその他資本剰余金について、既存のその他資本剰余金と併せ、繰越利益剰余金の損失処理に充てることにより、繰越利益剰余金の欠損の填補を行うことができることとし、その場合の具体的金額及び効力発生日については、裁判所の許可を得て管財人が定めることを規定いたしました。上記普通株式及びB種種類株式の発行の詳細につきましては、本日付で公表しました「更生計画案の開示について」（以下「更生計画案に関するお知らせ」といいます。）において開示した本更生計画案もご参照ください。

2. 本件減資等①について

次のとおり、更生計画認可決定日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額の減少を行う予定です。

① 減少する資本金の額

更生計画認可決定日現在の資本金の額を 642,099,959 円減少して 100,000,000 円とする。

② 減少する資本準備金の額

更生計画認可決定日現在の資本準備金の額を 880,617,239 円減少して 0 円とする。

なお、当該資本金及び資本準備金の額の減少は、本更生計画について認可決定がなされることを条件として、効力が発生するものとします。

3. 本件減資等②について

次のとおり、更生計画認可決定日から更生計画認可決定確定日後 3 か月を経過した日（当該日が休日の場合には翌営業日）までの間に払い込まれた株式（ただし、本更生計画案第 9 章第 3 節に基づくものに限ります。以下同じです。）の発行日（当該日が休日の場合には翌営業日）を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額の減少を行う予定です。

① 減少する資本金の額

更生計画認可決定日から更生計画認可決定確定日後 3 か月を経過した日（当該日が休日の場合には翌営業日）までの間に、払い込まれた株式の発行があった場合に増加する資本金の額を減少して 100,000,000 円とする。

② 減少する資本準備金の額

更生計画認可決定日から更生計画認可決定確定日後 3 か月を経過した日（当該日が休日の場合には翌営業日）までの間に、払い込まれた株式の発行があった場合に増加する資本準備金の額を減少して 0 円とする。

なお、当該資本金及び資本準備金の額の減少は、本更生計画について認可決定がなされることを条件として、効力が発生するものとします。

4. 今後の見通し

当社は、更生計画案に関するお知らせにおいて開示した本更生計画案に記載のとおり、本件減資等①及び本件減資等②を行った後も、裁判所の許可を取得した場合には、管財人が定める日を効力発生日として、減少後の資本金の額を 100,000,000 円、減少後の資本準備金の額を 0 円とすることができます。そして、管財人は、裁判所の許可を受けて、本件減資等①及び本件減資等②による資本金及び資本準備金の額の減少により生じたその他資本剰余金について、既存のその他資本剰余金と併せ、繰越利益剰余金の損失処理に充てることにより、繰越利益剰余金の欠損の填補を行うことができることとし、その場合の具体的金額及び効力発生日については、裁判所の許可を得て管財人が定めることといたします。

なお、本書記載の各資本金及び各資本準備金の額の減少は、いずれも「純資産の部」内の振替処理を行うものであり、当社の純資産額に変動はなく、当社の純資産及び業績に直接与える影響はございません。

以 上